

議員発案第 2 号

土地改良事業関連予算の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「土地改良事業関連予算の確保を求める意見書」を提出するものとする。

平成22年3月23日 提出

提出者 三条市議会議員 野崎正志

賛成者 三条市議会議員 原茂之

同 三条市議会議員 田中寿

同 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 小林誠

土地改良事業関連予算の確保を求める意見書

国の平成22年度予算における農業農村整備費は、前年度比36.9%に削減という大変厳しい数値となっている。この予算削減が及ぼす影響は、現在施行中の土地改良事業はもとより、今後の農業、そして地域全体にも悪影響を及ぼすことが懸念される。

地域における土地改良施設は、食料を供給し、水や緑を守り、防災にも寄与する役割を果たしている。特に排水施設等においては、地球温暖化が叫ばれる中、平成16年7月13日の梅雨前線による集中豪雨発生時にもその機能が発揮されるなど、その重要度は一段と高いものがある。

しかし、これらの土地改良施設の多くは、老朽化により更新時期を迎えているが、今後の地域農業の持続的発展に向け、施設の適正な維持管理と計画的な更新整備がますます重要となる中、農業農村整備費が削減された場合、施設の補修整備に係る受益者負担が激増することになる。そして、この受益者負担の増は、営農意欲の減退を加速し、耕作放棄地の増大や農業用施設の荒廃につながる事となる。

さらには、高齢農業従事者の増大、担い手後継者の不足など、農業を継続する上での問題は多く存在するが、これらの解消を図っていくためにも、農業農村整備事業は必要不可欠なものである。

よって、国会並びに政府におかれては、このような地域の実情を踏まえ、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 農業農村整備事業が食料の安定供給と地域の生活を守る政策であることをPRするとともに、事業の円滑な実施を損なわないよう、予算の配分を行うこと。
- 2 地方裁量に任せた新たな仕組みである農山漁村地域整備事業交付金制度の拡充と、これに対する予算配分の増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日

三条市議会議員 阿部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣